

時 期	初動段階
区 分	広域応援要請と配分調整
分 野	広域応援要請と配分調整
検 証 項 目	消防への応援要請と配分調整

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、消防組織法、消防法、航空法、地方財政法、消防施設強化促進法、地震防災対策特別措置法 等
執 行 主 体	国、県、市町
財 源	<p>一般財源、国庫補助あり 消防広域応援については消防広域応援交付金制度による助成金交付 ---</p> <p>緊急消防援助隊に係る隊員の手当等：国庫補助100% 法第24条の3第5項に基づく消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊に係る以下の経費は全額国庫補助（平成16年1月30日、消防組織法及び消防法の一部改正に伴い財政措置の変更） 隊員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び旅費 緊急消防援助隊の活動のために使用した当該緊急消防援助隊の施設に係る修繕料及び役務費並びに当該活動のために使用したことにより当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきものの購入費 緊急消防援助隊の活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料その他の物件費 緊急消防援助隊関係の資機材等：国庫補助 1 / 2 法第25条第2項の規定による国庫補助金の対象施設を次に掲げる施設とし、補助の割合は施設の種類及び規格ごとに総務大臣が定める基準額の1 / 2とした。 消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車その他の消防用自動車 航空機及び消防艇 救助用資機材、救急用資機材その他の消防用資機材 消防救急デジタル無線設備その他の消防に関する情報通信を行うための施設 消防施設強化促進法による消防施設の整備：国庫補助 1 / 3 以内 但し、人口急増地域の市町村に対しては1 / 2又は4 / 10、地震防災対策強化地域の市町村、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき地震防災緊急事業を実施する市町村及び石油コンビナート等所在市町村に対しては1 / 2、過疎地域及び離島地域の市町村並びに原子力発電施設等立地地域として指定された市町村に対しては5.5 / 10、新東京国際空港周辺地域の市に対しては6 / 10、町村に対しては2 / 3、沖縄県の市町村に対しては2 / 3以内を補助）</p>
概 要	<p>消防に関しては、消防組織法第6条の規定により、市町村が当該区域における消防を十分に果たすべき責任を有するが、当該区域内で発生した災害が大規模なものであるなど、当該市町村の消防力のみでは対処できない場合においては、市町村相互の消防の応援や都道府県知事の指示による都道府県内市町村の消防の応援、消防庁長官の措置要求による広域応援が行われることになる。</p> <p>阪神・淡路大震災では、発災直後より多数火災が発生し、地元消防力を上回る消火需要が発生した。また、多数の負傷者が発生したため、現場での救命措置及び医療機関への救急搬送需要が著しく増大した。このような状況の中、被災地域外の消防の応援が求められた。</p>

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【消防庁】 消防広域応援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防庁においては、当日午前8時過ぎから、兵庫県と応援要請について連絡をとることと並行して関係都道府県に対し応援出動が可能かどうかの調査及び出動準備を要請した。[『平成7年版消防白書』消防庁,p9] 午前10時、兵庫県知事から消防庁長官に対し、消防組織法第24条の3に基づく応援の要請があり、

	<p>直ちに、関係都道府県知事を通じて待機していた兵庫県以外の消防本部に対し、出動を要請した。[『平成7年版消防白書』消防庁,p12][『平成8年版防災白書』国土庁,p277]</p> <p>広域航空消防応援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防庁においては、兵庫県の要請を受け、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの出動要請を発し、1月17日には東京消防庁をはじめ9団体9機(派遣人員77人)のヘリコプターが神戸市民防災総合センターを基地に、患者の搬送や医薬品・救療物資等の輸送にあたった。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1ヵ月の記録』阪神・淡路大震災兵庫県災害対策本部,p36] <p>石油コンビナート自衛防災組織の広域応援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防庁においては、石油コンビナート区域の液化プロパン漏洩事故も発生したため、被災地域外事業所の自衛防災組織に対し応援を要請した。[『平成7年版消防白書』消防庁,p13] <p>応援調整</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防庁においては、発災直後に設置された「各都道府県の協力に関する窓口」(消防庁の災害対策本部内)において、消防職員の派遣等に関しても受付・調整した。[『平成7年版消防白書』消防庁,p15] 1月19日開かれた、全国都道府県消防防災主管課長会議において、消防庁長官から、積極的な人的・物的支援を強く要請した。[『平成7年版消防白書』消防庁,p16] 兵庫県庁内に「消防庁現地連絡調整本部」を設置し、広域的な応援活動の体制を整えた。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1ヵ月の記録』阪神・淡路大震災兵庫県災害対策本部,p36] <p>消防広域応援交付金の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防庁長官の要請により、都道府県の区域を越えて消防活動を行った消防機関等に対し、(財)全国市町村振興協会では、総額5億円の消防広域応援交付金を交付した。[『平成7年版消防白書』消防庁,p21] <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>【消防庁】</p> <p>兵庫県知事から応援要請後、直ちに関係都道府県知事を通じて、待機していた兵庫県以外の消防本部に対し、出動を要請した。13時40分大阪市消防局の応援隊10隊50人が長田区に到着したのを皮切りに、以降24時までに陸上部隊170隊約900人が到着し1月25日まで2,000人以上の応援体制を維持した。3月末までに、41都道府県、451消防本部から延べ32,400名の消防職員が応援活動を実施した。[『平成7年版消防白書』消防庁,p12-13]</p> <p>広域航空消防応援活動については、15団体から延べ379機、人員2,471人が出動し、96名の負傷者を搬送したほか、情報収集や救助・救急・人員搬送等の多岐にわたる活動を実施した。[『平成7年版消防白書』消防庁,p13]</p> <p>石油コンビナート自衛防災組織の広域応援活動については、17事業所、延べ91人が広域応援活動を実施した。[『平成7年版消防白書』消防庁,p13]</p>
<p>県</p>	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>1月17日9時50分に神戸市から消防広域応援の要請があり、消防組織法第24条の3に基づき10時に消防庁に対し他府県消防の応援を要請した。また、消防庁に対して、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの出動を要請した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p59]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>消防からの応援の受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> 1月17日から3月31日までの消防職員の受入れは35,136人。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p417] 広域航空消防応援(ヘリコプター)については、団体数最大時14団体、応援機数延べ379機、派遣人員延べ2,471人(うち救助隊員1,065人)。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p59]

市 町	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【神戸市】 1月17日9時50分に兵庫県に対して消防広域応援を要請した。[『阪神・淡路大震災における消防活動の記録』神戸市消防局,p33] 「兵庫県広域消防相互応援協定」に基づき、近隣消防本部に応援を要請した。なお、他都市応援隊の各署への割り振りについては、警防課が装備、人員等を把握したうえで災害の状況に応じて決定した。[『阪神・淡路大震災神戸復興誌』神戸市,p41] 神戸市消防局においては、他都市応援隊の後方支援として以下を実施した。 ・災害活動用の燃料の調達 ・資器材の調達 [『阪神・淡路大震災神戸市域における消防活動の記録』神戸市消防局,p38]</p> <p>【尼崎市】 尼崎市消防局は、相互応援協定に基づき、被害の甚大であった近隣都市（神戸市、芦屋市、西宮市等）へ1月17日から2月10日の間、車両82台、363名が応援活動を行った。[『阪神・淡路大震災 尼崎市の記録』尼崎市,p146]</p> <p>【西宮市】 西宮市消防局においては、1月17日から19日までの3日間、他都市消防機関から応援を受け、献身的な消火、救出、救援活動などの応援を受けた。[『阪神・淡路大震災 西宮市消防の活動記録』西宮市消防局・西宮消防団,p46]</p> <p>【芦屋市】 「災害応急対策活動の相互応援に関する協定」「同消防相互応援協定に関する覚書」「兵庫県広域消防応援協定」に基づき応援要請を行うなどし、1月17日から2月10日にかけて、全国の消防から応援を受けた。[『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録 '95～'96』芦屋市,p110][『地域防災データ総覧 応援協定編』（財）消防科学総合センター,p13-14]</p> <p>【伊丹市】 相互応援協定に基づき、被害甚大な他都市（神戸市、芦屋市、西宮市）へ応援出動した(1/17～2/14まで)。[『災害と対応の記録 阪神・淡路大震災』伊丹市,p27]</p> <p>【宝塚市】 1月17日、被害の大きい西宮市及び芦屋市の応援要請を受けたため、消防相互応援協定に基づき、応援出動を行った。[『阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録1995 - 』宝塚市,p87]</p> <p>【川西市】 18日から他都市の消防応援隊を被災地まで先導するとともに、神戸市、西宮市、芦屋市に人員を派遣した。[『阪神・淡路大震災 川西市の記録 - 私たちは忘れない - 』川西市,p78]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>【神戸市】 災害活動用の燃料の調達 ・市内のガソリンスタンドからガソリンと軽油を緊急調達し、長田方面の出動隊に給油を行うとともに、姫路市消防局の協力を得て、ガソリンと軽油を手配するなどし、燃料を確保した。[『阪神・淡路大震災神戸市域における消防活動の記録』神戸市,p38] 資器材の調達 ・市役所3号館の消防本部と北区の市民防災総合センターを基地とし、深夜・早朝に調達した資器材の配送を行った。[『阪神・淡路大震災神戸市域における消防活動の記録』神戸市,p38]</p>
-----	--

全国の456消防本部から延べ6,254隊の応援を受けた。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995年』神戸市,p594]

【尼崎市】

尼崎市消防局による近隣都市への応援活動は次のとおりである。

・芦屋市への応援

救急隊：17台 51名

消防隊：4台 17名

救助隊：2台 10名

消防団：31台 161名

その他：6台 14名

計：60台 253名

・西宮市への応援

消防隊：2台 8名

・神戸市への応援

救助隊：8台 38名

・兵庫県災害対策本部への支援

消防団：12台 64名（支援内容：救援物資の整理・配送準備）

[『阪神・淡路 尼崎市の記録』尼崎市,p147]

【西宮市】

他都市からの応援

・1月19日までの3日間で、11本部4消防団、車両延べ37台、人員延べ147人の応援を受けた。[『阪神・淡路大震災 西宮市消防の活動記録』西宮市消防局・西宮市消防団,p46]

【芦屋市】

他都市からの応援

・1月27日から2月10日までの間、12消防本部6消防団、車両延べ227台、人員延べ1,132人の応援を受けた。[『阪神・淡路大震災芦屋市の記録'95～'96』芦屋市,p110]

【伊丹市】

相互応援協定に基づき、被害甚大な他都市へ応援出動した。(1/17～2/14まで)

・芦屋市 20件、20隊76名

・神戸市 1件、1隊5名

・西宮市 1件、1隊4名

・合計 22件、22隊85名

[『災害と対応の記録 阪神・淡路大震災』伊丹市,p27]

【宝塚市】

他都市への応援

・1月17日から28日までの間に、常備消防及び消防団をあわせて、車両延べ33台、人員延べ149台の応援出動を行った。[『阪神・淡路大震災 - 宝塚市の記録1995 -』宝塚市,p87]

【川西市】

他都市への応援

神戸市 3台、6人

西宮市 2台、9人

芦屋市 14台、45人

[『阪神・淡路大震災 川西市の記録 - 私たちは忘れない -』川西市,p78]

その他	阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 阪神・淡路大震災に対してとった措置																				
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果																					
国	<p> 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 法令の整備等 防災基本計画 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画において、消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定締結など消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めることとしている。[『防災基本計画』中央防災会議] <p> 消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成15年法律第84号） </p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防庁においては、大規模及び特殊災害時における全国的観点からの緊急対応体制の充実・強化、消防需要の高度化及び専門化に対応する体制の整備、消防用設備等の技術上の基準に対する性能規定の導入等を図るため、消防組織法の改正を行い、平成15年9月1日より施行した。（一部平成16年4月1日、公布の日（平成15年6月18日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）[消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成15年法律第84号）] <p> 消防法の一部を改正する法律（平成14年法律第30号） </p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防庁においては、立入検査及び措置命令に係る規定の整備を図るとともに、防火管理の徹底を図るため、防火対象物の定期点検報告制度を設けたほか、避難上必要な施設等の管理の義務付け、罰則の引上げ等、消防法の改正を行い、平成14年10月25日（一部平成15年10月1日）より施行した。[消防法の一部を改正する法律（平成14年法律第30号）] <p> 表 消防組織法及び消防法の主な改正点 </p> <table border="1" data-bbox="304 1043 1418 2087"> <tr> <td colspan="2">消防組織法関連</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td> 大規模及び特殊災害時における全国的観点からの緊急対応体制の充実・強化 大規模災害発生時等において、広域的な緊急対応のため、運用上設けられている緊急消防援助隊について法定化 大規模な災害で二以上の都道府県に及ぶもの又は毒性物質等による極めて特殊な災害等の発生時において、全国的観点からの緊急対応のため、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動の指示を創設 総務大臣による緊急消防援助隊の編成・整備に係る基本的な事項に関する計画の策定 消防庁長官による緊急消防援助隊に係る登録・協力手続き等を規定 緊急消防援助隊に係る国の財政措置を規定 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・指示を受けて出動した場合の国庫負担（これに伴い、地方財政法第10条にも明記） ・計画に基づく施設整備に係る国庫補助（法律補助とし、「国が補助するものとする」と明記） 緊急消防援助隊の活動に要する消防用国有財産・物品の無償使用を規定 </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td> 都道府県によるヘリコプターを使用した市町村支援のための消火・救急・救助業務の導入 市町村長の要請に基づいて実施 都道府県と市町村との間で協定を締結 </td> </tr> <tr> <td>3</td> <td> 自主防災組織への教育訓練機会の提供 </td> </tr> <tr> <td>4</td> <td> 常備消防の設置義務制度（政令指定）の廃止 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">消防法関連</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td> 消防用設備等に係る技術基準における性能規定の導入等 現行の仕様規定に加え、一定の性能を有する消防用設備等に弾力的に対応するための根拠規定を整備 性能確認のための評価制度の整備 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊な消防用設備等についても、一定の性能を有するものの導入を可能とするため、性能評価をもとに総務大臣が認定 指定検定機関制度を検定又は性能評価を行う登録機関制度に移行 </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td> 国による主体的な火災原因調査 </td> </tr> </table>	消防組織法関連		1	大規模及び特殊災害時における全国的観点からの緊急対応体制の充実・強化 大規模災害発生時等において、広域的な緊急対応のため、運用上設けられている緊急消防援助隊について法定化 大規模な災害で二以上の都道府県に及ぶもの又は毒性物質等による極めて特殊な災害等の発生時において、全国的観点からの緊急対応のため、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動の指示を創設 総務大臣による緊急消防援助隊の編成・整備に係る基本的な事項に関する計画の策定 消防庁長官による緊急消防援助隊に係る登録・協力手続き等を規定 緊急消防援助隊に係る国の財政措置を規定		<ul style="list-style-type: none"> ・指示を受けて出動した場合の国庫負担（これに伴い、地方財政法第10条にも明記） ・計画に基づく施設整備に係る国庫補助（法律補助とし、「国が補助するものとする」と明記） 緊急消防援助隊の活動に要する消防用国有財産・物品の無償使用を規定	2	都道府県によるヘリコプターを使用した市町村支援のための消火・救急・救助業務の導入 市町村長の要請に基づいて実施 都道府県と市町村との間で協定を締結	3	自主防災組織への教育訓練機会の提供	4	常備消防の設置義務制度（政令指定）の廃止	消防法関連		1	消防用設備等に係る技術基準における性能規定の導入等 現行の仕様規定に加え、一定の性能を有する消防用設備等に弾力的に対応するための根拠規定を整備 性能確認のための評価制度の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な消防用設備等についても、一定の性能を有するものの導入を可能とするため、性能評価をもとに総務大臣が認定 指定検定機関制度を検定又は性能評価を行う登録機関制度に移行 	2	国による主体的な火災原因調査
消防組織法関連																					
1	大規模及び特殊災害時における全国的観点からの緊急対応体制の充実・強化 大規模災害発生時等において、広域的な緊急対応のため、運用上設けられている緊急消防援助隊について法定化 大規模な災害で二以上の都道府県に及ぶもの又は毒性物質等による極めて特殊な災害等の発生時において、全国的観点からの緊急対応のため、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動の指示を創設 総務大臣による緊急消防援助隊の編成・整備に係る基本的な事項に関する計画の策定 消防庁長官による緊急消防援助隊に係る登録・協力手続き等を規定 緊急消防援助隊に係る国の財政措置を規定																				
	<ul style="list-style-type: none"> ・指示を受けて出動した場合の国庫負担（これに伴い、地方財政法第10条にも明記） ・計画に基づく施設整備に係る国庫補助（法律補助とし、「国が補助するものとする」と明記） 緊急消防援助隊の活動に要する消防用国有財産・物品の無償使用を規定																				
2	都道府県によるヘリコプターを使用した市町村支援のための消火・救急・救助業務の導入 市町村長の要請に基づいて実施 都道府県と市町村との間で協定を締結																				
3	自主防災組織への教育訓練機会の提供																				
4	常備消防の設置義務制度（政令指定）の廃止																				
消防法関連																					
1	消防用設備等に係る技術基準における性能規定の導入等 現行の仕様規定に加え、一定の性能を有する消防用設備等に弾力的に対応するための根拠規定を整備 性能確認のための評価制度の整備																				
	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な消防用設備等についても、一定の性能を有するものの導入を可能とするため、性能評価をもとに総務大臣が認定 指定検定機関制度を検定又は性能評価を行う登録機関制度に移行 																				
2	国による主体的な火災原因調査																				

消防長等の要請がなくても必要と認める場合に国が実施

3 救急業務の実施義務制度（政令指定）の廃止

[『平成15年版消防白書』消防庁,p1-8]より作成

消防法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第274号）

- ・消防庁においては、消防法の一部改正に伴い、火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物及び避難上必要な施設等の管理を要する防火対象物を定めたほか、自動火災報知設備を設置すべき防火対象物及び消防用設備等について点検を要する防火対象物の範囲を拡大する等の改正を行い、平成14年10月25日（一部平成15年10月1日）より施行した。[消防法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第274号）]

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成15年政令第378号）

- ・消防庁においては、消防組織法及び消防法の一部改正に伴い、消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令の廃止、消防法施行令の改正により救急業務の実施義務制度の廃止及び総務省組織令の改正により消防庁内各課の所掌事務の整理を行った（施行平成15年9月1日）。[消防組織法及び消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成15年政令第378号）]

緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）

- ・消防庁においては、消防組織法の一部改正に伴い、消防庁長官による人員及び施設の緊急消防援助隊としての登録に関する規定の整備を行った（施行平成15年9月1日）。[緊急消防援助隊に関する政令]

救急救命士法施行規則の一部改正

- ・厚生労働省においては、平成14年12月に取りまとめられた「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」報告を踏まえ、平成15年3月26日に救急救命士法施行規則の一部を改正した（公布：平成15年3月26日、施行：同年4月1日）。これにより、除細動について、事前及び事後のメディカルコントロール体制の確立の下で、包括的指示による実施が認められることとなった。[『救急救命士法施行規則の改正について（消防救第72号）』消防庁]

取組内容

【消防庁】

緊急消防援助隊の整備

- ・大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な援助体制として、平成7年6月に緊急消防援助隊が発足した。
- ・緊急消防援助隊は、都道府県指揮隊、救助部隊、救急部隊、消火部隊、指揮支援部隊、後方支援部隊、航空部隊、水上部隊、特殊災害部隊（平成16年4月からは特殊災害部隊及び特殊装備部隊に分割）で構成される。大規模災害時においては、消防庁長官の要請（消防組織法第24条の3）又は指示（消防組織法第24条の3第5項）に基づき、被災地に係る市町村長の指揮下で活動する。
- ・発足当初においては、緊急消防援助隊は消防庁の要綱において位置づけられていたが、平成15年9月の消防組織法の一部改正（平成16年4月施行）により、消防組織法に位置づけられた。また、大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの、毒性物質の発散等により生ずる特殊な災害等の発生時には、消防庁長官は、援助隊の出動のため必要な措置を指示するものとし、指示を受けた地方公共団体の側には、出動すべき法的拘束力が生じることとした。これにより、被災地外からの消防力の投入責任を国が負うものであり、指示を受けた出動活動により増加し、新たに必要となる費用については、国庫負担を導入した。
- ・緊急消防援助隊として必要な部隊や装備をどう配備・充足するかについて、総務大臣が「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を策定した。計画には、援助隊を構成する消防隊の編成と装備の基準、登録目標数及び車両資機材等の年次整備計画等を規定する。
- ・消防庁においては、これまでアナログ無線に係る全国共通波の増設等の対策を講じてきたが、今後は、消防救急無線のデジタル化を推進していくこととしている。また、今回の消防組織法の改

正において、緊急消防援助隊の出動時の無線運用基準をはじめとする消防の応援等に関する情報通信システムの整備・運用のため必要な事項について、消防庁長官が定めることとした。

[『平成15年版消防白書』消防庁,p1,195]

消防広域応援体制の整備

- ・消防庁においては、災害種別に応じた活動マニュアルを作成するとともに、「緊急消防援助隊の編成及び施設整備等に係る基本的な事項に関する計画」及び「緊急消防援助隊運用要綱」に基づく、各都道府県応援実施計画、受援計画を策定し、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等、都道府県単位の消防広域応援体制の整備を速やかに推進するように通知している。[『平成15年版消防白書』消防庁,p194]

広域航空消防応援体制の整備

- ・消防庁においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定し、応援可能地域の明示、応援要請の手続きの明確化等を図っている。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p296]
- ・また、国庫補助金や地方交付税によって資機材の充実、運用経費等の支援を行い、消防防災ヘリコプターの円滑な運航・整備を推進している。[『平成15年版消防白書』消防庁,p185]
- ・さらに、これまでは、都道府県がヘリコプターを用いて消防活動を実施するにつき、複数の市町村職員が都道府県有ヘリコプターを使用して、消防業務を行うとの法的構成がとられてきたが、消防組織法の改正により、都道府県が市町村長の要請に応じ、航空機を用いて市町村の消防を支援できる明確な根拠を設けることとしている。[『平成15年版消防白書』消防庁,p186]

消防用資機材の統一規格化

- ・平成8年3月から、消防用ホースなどの媒介金具や各消防の形式の統一を図っている。[『平成15年度防災担当職員合同研修資料』内閣府,p9]

消防・救急無線の全国共通波の増波

- ・平成7年7月から、消防・救急無線の全国共通波を1波から3波に増波した。また、デジタル化の推進による増波に向けて、検討を進めている。[『平成15年度防災担当職員合同研修資料』内閣府,p9]

消防庁防災業務計画

- ・消防庁においては、災害対策基本法の改正、防災基本計画の修正等を踏まえ、平成8年5月に自治省・消防庁防災業務計画の全面的な見直しを行い、できる限り具体的かつ実践的でわかりやすいものとするとともに、情報の収集・伝達体制の充実など自治省(現・総務省)・消防庁が重点的に推進している施策を盛り込んだ。また、本計画に基づき、関係マニュアルの整備、研修・訓練の充実等を図り、災害発生時における職員の対応力の向上に努めてきた。
- ・平成13年1月には、自治省・消防庁防災業務計画を廃止、新たに消防庁防災業務計画を作成し、その後平成13年4月、平成16年4月に見直しを行った。

[『消防庁防災業務計画』消防庁]

【消防庁・厚生労働省】

救急救命士制度の充実

- ・消防庁と厚生労働省においては、平成14年4月に「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」を共同で開催した。同検討委員会において、同14年12月11日に報告が取りまとめられ、厚生労働省においては、これを踏まえ救急救命士法施行規則の一部を改正などに取り組むとともに、消防庁においては、救急救命士の処置範囲拡大を実現するための取り組みを行っている。[『平成15年版消防白書』消防庁,p175-176][『平成15年版厚生労働白書』厚生労働省,p280]

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

緊急消防援助隊の活動実績

- ・緊急消防援助部隊については、平成16年4月現在で、2,821隊(隊員数約3万5,000人規模)の体制となっている。[『平成16年版消防白書』消防庁,p3]
- ・緊急消防援助隊派遣車両の位置及び動態を把握するためのシステムとして、消防庁においては、平成12年度から緊急消防援助隊動態情報システムの整備を進めている。平成13年度の実証実験、平成14年度の可搬型車載端末の開発を経て、現在、指揮支援部隊を構成する政令市消防局等に配備されている。[『平成15年版消防白書』消防庁,p196]
- ・緊急消防援助隊の出動実績については次のとおりである。

- a.平成8年12月に新潟県・長野県の県境付近で発生した蒲原沢土石流災害において、東京消防庁と名古屋市消防局の救助部隊が高度救助用資機材を用いた活動を実施した。
- b.平成10年9月に岩手県内陸北部の岩手山付近で発生した地震において、仙台市消防局と東京消防庁の指揮支援部隊が情報収集活動を実施した。
- c.平成12年3月に発生した有珠山噴火災害において、札幌市消防局、仙台市消防局から指揮支援部隊、東京消防庁、横浜市消防局、川崎市消防局から救助部隊、消火部隊が現地に派遣され、地元消防本部の応援活動を実施した。
- d.平成12年10月に発生した鳥取県西部地震において、広島市消防局及び神戸市消防局の指揮支援部隊がヘリコプターによる情報収集活動を実施した。
- e.平成13年3月に発生した芸予地震において、大阪市消防局、神戸市消防局、福岡市消防局の指揮支援部隊が各航空部隊のヘリコプターに同乗し情報収集活動を実施した。また、鳥取県、岡山市消防局、北九州市消防局の航空部隊が被害情報の収集活動を実施した。
- f.平成15年7月に発生した宮城県北部地震において、札幌市消防局の指揮支援部隊が航空部隊により情報収集活動を実施した。また、茨城県の航空部隊が被災地上空で情報収集活動を実施した。
- g.平成15年8月に発生した三重県ごみ固形燃料発電所火災において、名古屋市消防局の指揮支援部隊、特殊災害部隊、航空部隊等が消火活動等を実施した。
- h.平成15年9月に発生した栃木県黒磯市ブリヂストン工場火災において、東京消防庁の指揮支援部隊、特殊災害部隊、航空部隊が出動し、消火活動等を実施した。
- i.平成15年9月に発生した十勝沖地震において、札幌市消防局、仙台市消防局の指揮支援部隊及び航空部隊、青森県の航空部隊が情報収集活動を実施した。また、地震により損傷した出光興産(株)北海道製油所のオイルタンクから発災した火災の消火活動及び鎮火後の火災警戒活動のため、札幌市消防局、北部上北消防本部、青森地域消防本部、八戸広域消防本部、秋田市消防本部、男鹿地区消防本部、仙台市消防局、いわき市消防本部、鹿島南部消防本部、日上市消防本部、東京消防庁、川崎市消防局、藤沢市消防本部、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局が特殊災害部隊等により応援活動を実施した。さらに、泡消火薬剤の提供のため、全国的な広域応援を実施した。
- j.平成16年7月新潟・福島豪雨において、山形県隊、栃木県隊、東京都隊、石川県隊、群馬県隊、長野県隊、富山県隊、山梨県隊、宮城県隊、埼玉県隊、神奈川県隊、岐阜県隊が、ボートやヘリコプター等により1855名を救出し、33名を救急搬送した。
- k.平成16年7月福井豪雨において、富山県隊、石川県隊、愛知県隊、滋賀県隊、京都府隊、大阪府隊、兵庫県隊、奈良県隊、長野県隊、鳥取県隊、神奈川県隊、島根県隊が、ボートやヘリコプター等により、388名を救出し、20名を救急搬送した。

- ・緊急消防援助隊の訓練については、緊急消防援助隊が発足した平成7年11月28・29日に、東京都江東区豊洲において、98消防本部、約1,500人の隊員による全国合同訓練が行った他、緊急消防援助隊発足5年目を迎えた平成12年10月に、東京都江東区有明において、148本部、1,922人の隊員による第2回目の全国合同訓練を行った。法制化した平成16年11月には、静岡県において、各都道府県隊長、指揮支援隊長を対象に、全国図上訓練を実施、平成17年6月には、第3回全国合同訓練を予定している。この他、毎年、全国6地域でブロックごとの合同訓練等が毎年行われている。

消防広域応援体制の整備実績

- ・都道府県単位の消防広域応援体制の整備については、平成16年4月1日現在、40都道府県で整備が図られている。

- ・平成14年中には、消防庁長官の求めに応じて40件の消防広域航空応援が実施された。

広域航空消防応援体制の整備実績

- ・消防防災ヘリコプターの配備状況：平成16年4月1日現在の消防防災ヘリコプターの保有状況は、消防機関保有が27機、道県保有が41機、計68機となっている(未配備県域は3県。うち1県は平

	<p>成16年度中に配備予定)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防防災ヘリコプターの活動実績：平成15年中の出動実績は、火災出動850件、救急出動2,087件、救助出動1,493件等となっている。 <p>救急救命士制度の充実のための取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士の処置範囲の拡大について、平成15年4月から医師の具体的な指示なしで除細動が実施され、迅速な除細動による救命効果の向上が図られている。平成16年7月からは、各都道府県の消防学校を中心とした講習及び医療機関における実習を経たうえで、気管挿管が実施されている。また、平成18年4月を目途として薬剤(エピネフリン)投与が実施されることとなっている。
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>地域防災計画において、あらかじめ出火防止・初期消火体制及び施設・設備の整備を進めるとともに、大規模災害時の避難計画を定め、火災予防対策を推進することとしている。また、発災後は、県及び消防機関は、情報収集を行うとともに、県は、災害対策基本法第72条及び消防組織法第24条の2の規定による非常事態の際の知事の指示権の発動、他都道府県への応援要請(消防組織法第24条の3)などにより、消火体制を速やかに整え、消火を実施することとしている。[『兵庫県地域防災計画』兵庫県]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>緊急消防援助隊広域訓練拠点整備事業として、三木震災記念公園(仮称)内の県立広域防災センターにおいて、緊急消防援助隊の合同訓練施設を整備した。国の緊急消防援助隊の合同訓練施設は全国初であり、列車事故など大規模な援助事案を想定した訓練のほか、大地震や大規模な火災、化学薬品などによる特殊な事故災害にも対応した訓練ができる。</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>【神戸市】</p> <p>神戸市は、地域防災計画において、災害時の指揮・情報収集体制や消防部隊の活動内容、他都市等への応援要請などを定めている。より詳細については、大震災初動対応マニュアル(震災消防計画)で定めている。[『神戸市地域防災計画』神戸市]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>消防の相互応援協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、消防に関し必要に応じ相互に応援すべき努力義務があるため、消防の相互応援に関して協定を締結するなどして、大規模な災害や特殊な災害などに適切に対応できるようにしている。[『平成15年版消防白書』消防庁,p194] <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>消防の相互応援協定の締結状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年4月1日現在、同一都道府県内の市町村間の協定数が2,436、異なる都道府県域に含まれる市町村間の協定数が638、その合計である全国の協定数は3,103である。 ・また、すべての都道府県において都道府県下の全市町村及び消防の一部事務組合等が参加した消防相互応援協定(常備化市町村のみを対象とした協定を含む。)を結んでいる。[『平成15年版消防白書』消防庁,p194]
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p> <p>全国の消防本部が応援要請に応じ、速やかに応援に駆けつけてくれたが、全国から集結するため、いつ、どここの隊がどのくらいの人員で応援に来るのか把握ができない状況であった。応援隊を把握できたのは応援隊が到着してからとなった。そのため、他都市応援隊の指揮については、一度、警防課が装備、人員等を把握したうえで災害の状況に応じて各署へ投入するという方法で対応した。他都市応援隊に対しては、市役所3号館前を集結場所とし、消防署まで誘導を行った。また、交通渋滞の影響で神戸到着が大幅に遅れたため、事前無線で連絡が入った隊については直接、指定した消防署へ向かってもらう場合もあった。災害現場の出動については、各消防署でそれぞれ指示することとなった。消防署では、他都市応援隊の活動する災害現</p>	

場を指定することしかできなかったため、各災害現場では、それぞれの応援隊が独自の指揮により活動を行う場合もあった。（『阪神・淡路大震災神戸市域における消防活動の記録』神戸市消防局）

災害現場の出動については、各消防署でそれぞれ指示することとなった。消防署に到着した応援隊は、所轄消防署長の指揮下に入り、担当現場を指定され消防活動に当たった。但し、消防署では、他都市応援隊の活動する災害現場を指定することしかできなかったため、各災害現場では、それぞれの応援隊が独自の指揮により活動を行う場合もあった。（『阪神・淡路大震災誌』（財）日本消防協会）

消防署でも署指揮所を設置する場所が整備されていなかった。（伊藤芳弘「震災時における消防活動の応援受入れについて」『都市政策No.89』（財）神戸都市問題研究所）

応援出動した消防隊が地理不案内なために、地元の消防本部が先導役を務めなければならないようになり、部隊を割いて対応しなければならなかった。しかし、この任務は、地元の役目であり、そのためには災害情報を集約し差配する、いわゆるマネジメントできるセクションを構築しておかなければならない。（『大震災に学ぶ - 阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書 - （第二巻・第7編）』（社）土木学会関西支部）

各署現地本部を拠点として各応援部隊の車両が集中し、路上駐車の状態となった。また、応援隊の活動状況を把握することが一部を除いて困難であった。（伊藤芳弘「震災時における消防活動の応援受入れについて」『都市政策No.89』（財）神戸都市問題研究所）

課題の整理

応援部隊に対する指揮系統の整理

今後の考え方など

いかなる事態にも指揮がとれるようなマニュアルを整備する。（兵庫県）

○震災時に応援を受け入れる体制が整っていなかったことから「緊急消防援助隊受援計画」の策定を検討している。（神戸市）